

補助事業の流れ〔令和5年度分〕



風営法規制対象に係る手続き

風営法 ※1

- ① 交付申請前に風営法における「構造及び設備の変更」について所管の警察へご相談ください。
- ② 必要に応じ、公安委員会への「承認申請」を行ってください。

風営法 ※2

- ① 都における検査までに、風営法における「構造及び設備の変更」について届出を行ってください。
- ② 公安委員会へ「承認申請」を行った場合は、「承認」を得てください。

※ 警察への事前相談において「承認申請」が必要な場合などは、早期に施行後の都による検査を行うなど上記スケジュールによらない場合があります。

★現地確認実施項目（都職員あるいは委託事業者が実施） ※申請者による立ち合いが必要となります。